

プランタンホームヘルパー養成研修センター学則

1. 研修の目的

在宅サービスの中核となる訪問介護員の養成を図り、高齢社会への対応の一助とする。

2. 研修の名称

プランタンホームヘルパー養成研修センター

3. 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
2級課程	旭川市	昼間、夜間	8ヶ月以内	3ヶ月	20人	64,000	一般
2級課程	旭川市	昼間	8ヶ月以内	10ヶ月	20人	44,000	高校生

4. 受講手続き

(1) 募集時期

開校日の1ヵ月前から募集し、10日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申し込み後、研修の開始日までに現金にて納入する事。なお、研修の開始日までに受講料が納入出来ない場合は、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当会の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5. 研修時間数

研修時間数は、別紙1のとおりとする。

6. 研修の免除

免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。

7. 主要テキスト

2級課程

ホームヘルパー講座2級課程テキスト 発行:株式会社 日本医療企画

8. 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始時前に出欠確認を行う。

(2) 修了の認定方法

A. 演習・実習については、研修教科のすべてに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、別途手配する補講を受講することにより出席したものとして扱う。また補講には別途補講料が発生します。(2級一般昼間1時間 2,500円、2級一般夜間1時間 3,000円、学生1時間 2,000円)

(3) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙3の終了証明書を交付する。

9. 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当会の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあった場合は、退学を命ずることがある。

- A. 性行不良で改善の見込みがないと認められた場合
- B. 学力劣等で修了の見込みがないと認められた場合
- C. 正当な理由がなく出席が常でない者
- D. 研修の秩序を乱している者

10. その他